

## 平成30年度 新潟空港二次交通整備支援事業補助金募集要領

### 1 目的

本補助金は、新潟空港（以下「空港」という。）と、県内の交通結節点、観光地等とのアクセスや二次交通の整備を促進することで、空港利用者の利便性を向上し、もって空港利用者の増加を図ることを目的として、新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付する。

### 2 本補助金の概要

#### (1) 補助対象事業

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 空港と県内の交通結節点、観光地等との間を結ぶ、道路運送法に定める一般旅客自動車運送事業であること（目的地や運行時刻を定めていないもの及び旅行会社や宿泊施設等が行う、専ら自らの顧客のみを対象とするものを除く。）
- ② 運行する路線は、県内で完結するものであること。
- ③ 毎年10月1日までに運行が開始され、かつ、概ね3か月以上の間、運行体制が継続されるものであること。
- ④ 本補助事業の期間が終了した後も、自主的に事業を継続する意思を持ち、利用者増加に向け、広報活動や利用者アンケート等に自ら取り組む意思があること。
- ⑤ 国及び県（県を構成員とする団体及び県出資法人等を含む。）が実施する他の補助事業等の対象となっていないこと。

#### (2) 補助対象者

以下の①、②のいずれかに該当し、かつ、③のいずれにも該当しないこと。

- ① 県内の交通事業者
- ② 県内の市町村、観光協会、商工会議所、商工会、特定非営利活動法人、民間事業者及びこれらを主な構成員として構成された協議会等の団体並びにその他知事が適当と認める者
- ③ 新潟県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年8月1日制定）第5条に定める排除対象者
  - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
  - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して  
いる者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (3) 補助対象経費及び補助率

#### ① 補助対象経費

補助対象事業の運営に係る費用

(運行経費から運賃収入を差引いた額、事務費、広告費)

※ 補助対象者が交通事業者単体の場合は、消費税相当額を除いた額とする。

※ 事務費と広告費の合計額は、400千円以内(事業費ベース)とする。

#### ② 補助率

予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内

### 3 事業期間

申請年度内

※ 申請年度を含む3ヶ年度を上限として更新可能

### 4 募集スケジュール

受付期間 平成30年4月1日(日)から、平成30年6月29日(金)まで

交付決定 申請書を受け付けたものから順次審査を行い、交付を決定する。

### 5 補助金交付申請書の提出

#### (1) 提出書類

補助金交付申請書(要綱別記第1号様式)

事業計画書(要綱別記第2号様式)

#### (2) 提出期限

平成30年6月29日(金) 17時15分まで(必着)

#### (3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局空港課

電話：025-280-5868

#### (4) 提出方法

持参、若しくは郵送(書留郵便に限る)により提出のこと。

※ 持参する場合は、開庁日の8時30分から12時まで及び13時から17時15分間に持参すること。

### 6 補助金交付申請書の審査

#### (1) 審査方法

新潟県交通政策局空港課において、申請者へのヒアリングを行った上で審査する。

#### (2) 審査日時、会場等

申請者に対して別途通知する。

#### (3) 審査基準

審査にあたっては、別表の視点に基づき評価する。

### 7 補助金交付申請書の審査結果通知

審査結果は、書面で申請者に通知する。

別表

「新潟空港二次交通整備支援事業補助金」審査の項目、配点等

項目	配点	審査の視点
事業目的等	20点 (各5点)	<input type="checkbox"/> 本補助金の趣旨と合致しているか。 <input type="checkbox"/> 運行目的が明確であり、事業計画及び運行計画と整合しているか。 <input type="checkbox"/> 全国的な集客が見込まれる地域への運行であるか。 <input type="checkbox"/> 旅客の流動が見込まれる空港から概ね1時間圏内の移動圏を拡大できるか。
スケジュール	10点 (各10点)	<input type="checkbox"/> 道路運送法の許可取得など、運行開始までのスケジュールが具体的に示されているか。
実施体制	10点 (各10点)	<input type="checkbox"/> 事業計画の策定及び変更に係る意思決定プロセスが明確に示されているか。
将来の自主運行 へ向けたビジョ ン	10点 (各5点)	<input type="checkbox"/> 将来の自主運行に向けて、利用者を増加させるための方向性が示されているか。 <input type="checkbox"/> 利用者増加に向けた広報活動や、アンケート方式等による利用者調査が計画されているか。
運行計画	30点 (各10点)	<input type="checkbox"/> 既存の公共交通機関を利用する場合に比べて、乗継や乗換を含む所要時間の短縮や、乗換回数の低減などのメリットがある運行形態となっているか。 <input type="checkbox"/> 利用者からの問合せ窓口や、乗車当日の誘導等の受入体制が考慮されているか。 <input type="checkbox"/> 航空便の到着が遅延した場合の対応が考慮されているか。
収支計画	20点 (各10点)	<input type="checkbox"/> 一運行当りの運行経費及び一人当たり運賃は、妥当な水準で設定されているか。 <input type="checkbox"/> 収支見込み及び経費の配分は、妥当な水準で計画されているか。
	100点	

※ 審査の考え方【目安】

- 評価者が各々採点し、その平均点が50点以上となること。
- 採点は、「審査の視点」を踏まえ、以下により評価して加点する。
 

特に優れているもの	各項目の配点×1.00	程度
優れているもの	各項目の配点×0.75	程度
標準的なもの	各項目の配点×0.50	程度
標準をやや下回っているもの	各項目の配点×0.25	程度
加点対象として認められないもの	各項目の配点×0.00	程度

別記第1号様式

平成 年 月 日

新潟県知事

様

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

平成 年度新潟空港二次交通整備支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額  
金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) その他参考となる書類

## 事業計画書

## (1) 事業目的等

1 対象地域	
2 事業目的	
3 運行開始までのスケジュール	<p>※ 道路運送法に係る許可については、北陸信越運輸局へ提出した申請書の写し(許可取得済みの場合は、申請書及び許可書の写し)を添付すること。</p>
4 実施体制	<p>※ 本事業の実施体制について、構成団体や役割分担、意思決定系統、費用負担等が分かるように模式図等で示すこと。</p> <p>※ 構成団体毎に、法人は、その役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者、法人以外の団体(市町村、特定の公共的団体等を除く)は、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者の、「役職」、「氏名(フリガナ)」、「生年月日」、「住所」を記載した一覧表を添付すること。</p>
5 周知体制及び利用者動態の把握	
6 将来の自主運行へ向けたビジョン	

## (2) 運行計画

1 運行概要	(1) 運行期間  (2) 運行経路及び運行ダイヤ  (3) 運行便数  (4) 運行日
2 事前予約の有無	
3 利用者からの問合せ窓口、当日の受入体制	(1) 利用者からの問合せ窓口  (2) 当日の受入体制
4 航空機遅延の場合の措置	

## (3) 収支計画

1 1 運行当りの運行経費	A 円/便 ※ 積算根拠又は見積書等を添付すること。
2 総運行本数	B 便 (〇月〇日(〇)から〇月〇日(〇)まで)
3 1人当り運賃	大人(中学生以上) C 円/人 小人(小学生) D 円/人
4 運賃設定の考え方	※ 他の公共交通機関を利用した場合の料金、所要時間、乗換回数等を交えて、運賃設定の考え方を整理すること。
5 収支見込み	E 円 (=A×B-C×G) 平均利用者数 F人/便 ※大人換算 合計利用者数 G人 (=F×B)

(4) 経費の配分

1 運行経費	円 ※ 3(5)のEに、1/2を乗じた額 ※ 消費税の取り扱いに注意すること。
2 広告費	円 【内訳】  ※ 広告費総額に、1/2を乗じた額 ※ 消費税の取り扱いに注意すること。 ※ 広告費と事務費の合計額は400千円以内(総額)とすること。
3 事務費	円 【内訳】  ※ 事務費総額に、1/2を乗じた額 ※ 消費税の取り扱いに注意すること。 ※ 広告費と事務費の合計額は400千円以内(総額)とすること。

(注) 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して作成すること。